

追い出し屋規制法案の再提出を求める決議

家賃を滞納した賃借人に執拗に督促をしたり、鍵を交換するなどして賃貸住宅への立入を阻害するなどの「追い出し」行為により賃借人の居住権が侵害されている状況に鑑み、居住の安定を確保するために政府が提出した「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」（追い出し屋規制法案）は、昨年12月9日、衆議院国土交通委員会において継続審議扱いとされず、臨時国会の会期終了により廃案となった。

同法案は、「追い出し」行為を刑罰をもって禁止し、家賃債務保証業を義務的登録制として業務規制を行うことにより、賃借人の居住の安定を確保するという画期的な内容を含んでいた。参議院で全会一致で可決されたにもかかわらず、衆議院国土交通委員会では、3度の継続審議を経ながら、実質的には1度も審議入りすることなく廃案とされてしまったことは、まことに遺憾である。

しかし、廃案になったとはいえ、いまなお「追い出し」被害は後を絶たず、野放しにされてきた家賃債務保証業に法の網をかぶせるとともに、賃貸事業者による不当な家賃等の取立行為を規制し、賃借人の居住権を保障する緊急の必要性があることには変わりはない。私たちは、政府に対し、すみやかに同種の法案を提出することを求めるとともに、国会に対し、同法案の審議を通じて、「追い出し」行為による被害実態を把握・検証し、その根絶のために必ず成立させるよう、強く要求する。

併せて、追い出し屋規制法案においては、家賃等弁済情報提供事業の業務規制も盛り込まれていたが、このような事業は、過去の家賃等の滞納を理由として、賃貸住宅への入居を拒否することを目的とするものであり、住宅を確保することが困難な層を賃貸住宅から排除するものであって、居住の安定の確保等を定めた住生活基本法の趣旨に反する人権侵害の危険が高いものであることに鑑み、家賃等弁済情報提供事業を禁止することを含めた抜本的な措置をとるよう求める。

私たちは、引き続き、生活の基盤である住まいを確保し、人間らしい生活できる権利が保障され、安心した居住環境が整備されることを求め、ここに決議する。

2012年1月14日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会新年総会参加者一同